第１回八王子市景観審議会

－会議録要旨－

平 成 ２ ３ 年 ６ 月 ２ 日
サザンスカイタワー八王子　３階　バンケットルーム

八王子市景観審議会事務局

会 議 名	第１回八王子市景観審議会
開催日時	平成２３年６月２日（木曜日）午後７時３０分～午後９時１５分
開催場所	サザンスカイタワー八王子　３階　バンケットルーム
出席委員	倉田　直道　委員　　町田　典子　委員 亀山　　章　委員　　岡本　栄二　委員 吉田　愼悟　委員　　河野　希栄　委員 川原　　晋　委員　　小池　正男　委員 今泉　満政　委員　　平田　徳恵　委員
欠席委員	なし
市出席職員	まちなみ整備部長
事 務 局	市街地整備課長　長谷川　　市街地整備課主査　立川 市街地整備課主査　草間　　市街地整備課主事　髙塚
議　　題	１ 開会 （１）委員の紹介 （２）市側出席職員の紹介 ２ 議事 （１） 会長及び副会長の選任 （２） 会議の公開に関すること （３） 審議会の役割と専門部会の設置について （４） 景観計画策定のスケジュールについて （５） 景観計画（案）とパブリックコメント手続きについて （６） その他 ３ 連絡事項等 ４ 閉会

公開・非公開の別	公開
傍　聴　人	なし
配付資料	○　第１回八王子市景観審議会　次第 ○　八王子市景観条例・同施行規則 ○　八王子市景観審議会委員　名簿 ○　会議の公開に関する指針・会議録の作成要領 （「会議の公開に関する指針」第９関連） ○　景観審議会について ○　「八王子市景観計画（案）」に対するご意見を募集します ○　広報　はちおうじ６月１日号 ○　届出・事前協議制度による東京の景観形成 ○　八王子市景観計画（案）

＜凡例＞

委)：委員発言

事)：事務局発言

〔午後７時３０分開会〕

【議事（１）　会長及び副会長の選任】

・会長に倉田委員を選任

・副会長に亀山委員を選任

【議事（２）　会議の公開に関すること】

・会議については原則公開とし、非公開事項がある場合は、その都度検討し判断する。

【議事（３）　審議会の役割と専門部会の設置について】

・事務局より、資料「景観審議会について」の内容を説明。

委)「景観アドバイザー」はどのように機能するのか。「景観アドバイザー」と「協議審査専門部会」はどういう関係になるのか。

事)「協議審査専門部会」は、景観審議会の中に設置するもので、実際に協議・届出の手続きが開始された案件の内容を審査することや、事業者との協議調整を行うという役割を担う。

「景観アドバイザー」は、届出や協議の前の段階や、計画が実施される段階で、具体的に色やデザイン等について市担当者や事業者に対し指導や助言をすることができるという役割を担う。

専門部会の委員の方もアドバイザーと兼ねられないという規定はない中で、これからそれぞれの役割や関係性を整理し、仕組みを作り上げていく。

委）専門部会と景観審議会は、リンクして、あるいは全く別の形で開かれる予定でしょうか。

事）同日に時間をずらして開催する、あるいは、別の日程で開催するということは決まっていない。専門部会の委員と相談しながら決めていく。

委）事務局案で名前を挙げた中に、「緑」に強い方というのはどなたか。

事）現段階では、ランドスケープデザインの分野から委員になっていただきたいと考えている方があてはまると認識している。

委）今日、専門部会の委員を全部確定するという意味ではなく、事務局案をもとに準備、調整を

進めていく、という理解でよろしいか。

事）人に関わっていただくという部分で事前の調整が必要なため、具体的に候補者名を出して、その方との調整を進めたい、という意味で事務局案を提示した。

【議事（４）　景観計画策定のスケジュールについて】

【議事（５）　景観計画（案）とパブリックコメント手続きについて】

・事務局より、資料「「八王子市景観計画（案）」に対するご意見を募集します」及び「八王子市景観計画（案）」により説明。

委）八王子市景観計画（案）の第２章にある地域区分について、面積にばらつきがあるがこの地域分けの根拠は何か。

事）八王子市の成り立ち、周辺の町村と合併をして広がっていった歴史に基づいて設定をした、「八王子ゆめおりプラン」の地域区分に基づいて現状分析を行い、面積にはばらつきはあっても景観上の特徴がよく表れている結果が出たため、この地域区分を採用した。

委）前回、条例の骨子についてのパブリックコメントを行った際の、意見数や説明会参加者の実績はどうだったのか。

事）パブリックコメントでは、１０名の方から２３件のご意見をいただいた。説明会は、平日の夜間に５か所、土曜日の午後に１カ所の計６カ所で開催し、２５名の方にご参加いただいた。

委）説明会は一般市民の方を対象にして予定しているが、建築関係の方等への対応はどう考えているか。

事）建築士事務所協会及び商工会議所に、どのような形で、どのような団体の方に説明をすればよいか相談し、説明会の日程調整等をしていく予定である。

委）重点地区の区域指定について、区域界を決める指針等はあるのか。

事）基本的には「歩行者の視点から見える部分」を捉えるという考え方である。指定にあたっては、実際にそのエリアを歩き、見え方を検討して指定区域を設定した。例外として、「中心市街地環境整備地区」は、既存の制度である「中心市街地環境整備事業に関する指導要綱」の適用範囲に合わせたものである。

委）指定区域の地図は提示するのか。

事）景観計画（案）には、対象区域を図示し、指定理由や景観づくりの方向性を示している。説明会でも、指定の概要について説明する予定である。景観計画の運用が開始される段階では、窓口には閲覧用図面を用意する予定である。

委）現在制度化されている、多摩御陵周辺における風致地区の届出と、景観法に基づく届出はどのような関係になるのか。

事）東京都では、これまで風致地区の届出をしていた部分は、景観法は適用除外という考え方で

あったが、景観計画に定められている基準が網羅されていないこと等を理由に適用除外をはずしたという経緯がある。本市もその考え方を踏襲し、風致地区とは、重点地区指定区域は異なっているが、届出としては別の扱いとするため、両方に届出をするというケースもありうると考えている。

委）意見募集の資料で、景観形成基準の例と誘導の方向性を示す図が、必ずしも色彩の誘導だけではない事例である。誤解が生じないような記載にするべきである。

事）資料は既に印刷中のため修正できないが、説明会では、誤解を生じないよう周知したい。

委）資料には、「これがいい」という事例は載っているが、問題があるものや、マンション化が進む等これから問題となりそうな事例について触れられていない。これらのことを具体的に説明することが景観に対する市民の意識を盛り上げるために重要と考える。

委）建築確認申請は民間の確認審査機関で行えることになっているが、それに対して、景観法に基づく届出をどのように周知しようと考えているのか。

事）市役所内での既存の制度については、情報を回してもらい、周知していくようにしている。民間の確認審査機関については、建築指導課等と情報交換をして周知の方法を検討していく。

委）協議審査をする専門部会について、事前協議の段階では計画の詳細が決まっておらず、仮の内容で協議が済んで、実施される段階で景観計画に適合しないものが作られてしまうというようなことがある。制度設計の中で、そういうものを抑えられるしくみを作らないといけないのではないか。

委）逆に、計画がほとんど決まっているので「もう変えられない」というものもある。計画を始める段階から何をすればいいかを知ることができる、ガイドライン的なものをしっかりと用意しておく必要があるのではないか。

事）ガイドラインについては、「良い事例集」のような資料をつくる予定である。

委）景観審議会と専門部会、景観アドバイザーという三段構えの仕組みがどのように機能するのか。ガイドラインの活用も併せて、しっかりと制度を構築すべきである。

事）景観計画の運用開始に向けて、制度設計を詰めていきたい。

委）審議会委員からは、８月上旬の審議会で意見を言えば計画に反映されるのか。

事）計画の中に反映すべき意見については、パブリックコメントの手続きの中で、正式な意見としてお出しいただくようお願いさせていただく。

委）ガイドラインの内容に関して、議論をする場や時間はあるか。

事）要所で情報の共有を図り、みなさんの意見を反映しながらガイドラインを作成していきたいと考えている。

【議事（６）　その他】

事）次回の審議会は、８月上旬の開催を予定している。改めて日程の調整等させていただく。

事）専門部会は、設置に向けて準備を進めて、９月頃にそれぞれの部会の１回目を開催したいと考えている。

【連絡事項等】

事）疑問、質問、意見等は、事務局（八王子市役所５階の市街地整備課）まで、いつでもお問い合わせいただきたい。

〔午後９時１５分閉会〕